

# ○国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する 規程第12条第2項の運用に関する細則

(平成26年9月18日細則第22号)

最終改正 平成28年7月20日細則第21号

(趣旨)

**第1条** この細則は、国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第65号。以下「費用規程」という。）第29条の規定に基づき、費用規程第12条第2項に規定する入学料の免除の運用について定める。

(入学料の免除)

**第2条** 費用規程第12条第2項の規定に基づき入学料を免除することができる者は、所定の手続きにより、次の各号に掲げる全ての要件を満たすことが確認された者とする。

(1) 学校教育学部在学し、引き続き大学院学校教育研究科に進学すべく、上越教育大学大学院学校教育研究科入学者選抜試験（以下「大学院入試」という。）を受験し、合格した者

(2) 学部1年次から3年次までの通算した成績を基に、上越教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第70号）第17条第2項に規定する算式を準用して算出した値（以下「通算GPA」という。）が、大学院入試前期募集及び中期募集での合格者を合わせて上位30位以内の者。ただし、大学院入試前期募集及び中期募集での合格者が合わせて30人に満たなかった場合は、30人に達するまで、それ以降の募集毎に合格者の通算GPA上位の者を加える。

2 学長は、大学院入試中期募集の合格判定後、前項の定めるところにより入学料を免除する者を決定し、大学院入試前期募集及び中期募集の合格者については中期募集の合格者発表後、それ以降の募集の合格者についてはそれぞれの合格発表後速やかに書面により結果を通知する。

(その他)

**第3条** この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

1 この細則は、平成26年9月18日から施行し、平成27年度大学院学校教育研究科に入学する者から適用する。

2 国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程第12条第2項の運用に関する申合せ（平成23年6月15日学長裁定）は廃止する。

## 附 則（平成28年細則第21号（平成28年7月20日））

この細則は、平成28年7月20日から施行する。